

# 申告相談日程表

●本庁管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所
2月	16日(火)	川田地区 川田公民館
	17日(水)	
	18日(木)	利南地区 利南公民館
	19日(金)	
	22日(月)	薄根地区 薄根公民館
	23日(火)	
	24日(水)	
25日(木)	池田地区 池田公民館	
26日(金)		
29日(月)		
3月	1日(火)	市役所 1階 市民ホール
	2日(水)	
	3日(木)	
	4日(金)	
	7日(月) ～15日(火) ※土・日曜日は除く	

●白沢支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所
2月	16日(火)	白沢支所 2階 農事研修室
	17日(水)	
	18日(木)	
	19日(金)	
	22日(月)	
	23日(火)	
	24日(水)	
25日(木)	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。 都合の付く人は、できるだけ 早めに申告をお願いします	
26日(金)		
2月29日(月) ～3月15日(火) ※土・日曜日は除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。 都合の付く人は、できるだけ 早めに申告をお願いします	市役所 1階 市民ホール

●利根支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所
2月	16日(火)	南郷集会所 (午前)小松・柿平・青木・砂川 (八軒家を除く)・穴原(島古井 を除く)・日向南郷・日影南郷 ※午前9時～11時
	17日(水)	根利集会所 (午後)根利 ※午後1時～3時
17日(水)	多那コミュニティセンター 輪組・多那・石戸新田 二本松・砂川(八軒家)	
18日(木)	大原集会所 大原・穴原(島古井)・老神・園原	
19日(金)	平川集落センター 千鳥・平川	
22日(月)	大楊・高戸谷	
23日(火)	追貝	
24日(水)	全地区未済者	
25日(木)	※この期間は大変混み合います。 都合の付く人は、できるだけ 早めに申告をお願いします	
26日(金)	全地区未済者	
2月29日(月) ～3月15日(火) ※土・日曜日は除く	全地区未済者 ※この期間は大変混み合います。 都合の付く人は、できるだけ 早めに申告をお願いします	市役所 1階 市民ホール

## お願い

- 期間終了間際は大変混み合いますので、早めに申告をお願いします
- 所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています
- 申告書は自分で記入して提出するようお願いいたします
- 申告相談に来場する人は収入金額や経費などをあらかじめ集計し、できるだけ記入しておいてください
- 市役所駐車場が狭いため、なるべく車の利用を避けていただくようお願いします

## 注意事項

申告期間中は、指定の会場以外での申告相談はお受けできません。該当地区と場所をご確認の上お越しく下さい。

該当地区の日程に都合が付かない人は、各管内の全地区未済者対象の申告相談日にお越しく下さい。

**白沢・利根支所** 2月29日(月)以降の申告会場は市役所1階市民ホールのみとなります。都合の付く人はできるだけ早めに申告相談にお越しく下さい

申告期間 **2/16(火)** → **3/15(火)**

市県民税の申告はお早めに

問い合わせ 税務課市民税係 ☎内線3145  
白沢支所生活係 ☎内線32  
利根支所生活係 ☎内線30

平成27年中の所得に対する、平成28年度市県民税の申告受け付けが始まります。

市県民税の申告は、昨年1月1日から12月31日までに得た所得を申告するもので、平成28年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税や児童手当、融資の申請などに必要な所得証明、納税証明の基礎資料となります。

申告書を提出しないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなりますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(火)までに申告書を提出してください。



### 申告が必要な人

- 今年1月1日現在、本市に住所があり、平成27年中の所得が、次のいずれかに該当する人です。
- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬)などがあった人
  - ※給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
  - ② 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
  - ※勤務先へご確認ください
  - ③ 給与所得者で、昨年の中途で就職、退職し年末調整をしていない人
  - ④ 公的年金だけの人で、日本年金機構などに申告した以外の諸控除を受けようとする人
  - ※年金収入が400万円を超える人、または年金以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
  - ⑤ 病気や失業、または学生などで所得が全くなかった人
  - ※申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください
- ① 平成27年分所得税確定申告書

### 申告が不要な人

- 税務署へ提出した人の給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 給与所得のみで、2カ所以上の勤務先から給与の支払いを受け、その給与の全部について年末調整を行い、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ④ 公的年金所得のみで、公的年金等支払報告書が市に提出されている人
- ※医療費控除など報告書に記載されている以外の控除を追加する場合は、市県民税・所得税いずれかの申告が必要です

### 申告書の提出方法

- 申告会場で面談をして申告書を提出する人
- 次のものを持参してください。
- 申告書
  - 印鑑
  - 昨年中の所得がわかるもの①～③
- ① 給与所得者は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ② 営業や農業、不動産所得者は、収支明細書、帳簿類、領収書など

### 自動車税は口座振替で

自動車税の納税を安心・便利・確実な口座振替にしませんか。

**申し込み** 2月29日(月)までに各金融機関(郵便局は除く)や行政県税事務所、自動車税事務所、市町村窓口)に設置されたはがきに必要事項を記入・押印の上、県自動車税事務所へ郵送(必着)

**問い合わせ** 県自動車税事務所 ☎027(263)4343

- ③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票
- 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類
- ※申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、税務課市民税係へお問い合わせください
- 申告書を自分で作成する人
- 医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、証明書類を添付の上、記入漏れがないかを確認し、郵送、または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。